

臨床工学技士の生き立ち

稲生 綱政

昨年末、臨床工学技士法が国会で承認され、長年に亘ってその実現が強く要望されて来た透析技術認定士が、国家認定の医療専門職として認められることになるわけである。ここにその生き立ちを紹介して見よう。

昭和42年、血液透析療法が健康保険給付の対象になって以来、慢性透析患者およびその診療施設数が著しく増加し、ドクターとナースだけではその維持・管理が困難になって来た。一方、人工心肺装置の完成により開胸手術とくに開心術も増加の一途をたどり、これらの装置の操作や管理についてはドクターやナースよりさらに適性を有する技術員の養成が必要となった。このような医療機器の開発やその臨床応用を目的とした日本人工臓器学会では昭和45年より、体外循環（人工心肺・人工腎臓）の機器操作技術士に関する委員会を置き、その対策を検討して来た。その後も慢性透析患者と透析施設の増加は目覚ましく、透析装置を取り扱う医療専門技術士について、まず国家認定を目指すこととなった。すでにドクターとナースの専従医療スタッフだけでは透析施設の運営が困難となり、また、装置の維持・管理には、ある程度の機械的な知識を持ち、かつ医学的な経験を有するものが望ましいとされたが、このような人材の確保には、待遇上や雇用の安定を期するためにも国家認定による資格が必要であると言う結論に達したからであった。

当時、日本人工臓器学会の理事長として厚生省に赴き、医務局総務課と種々意見の交換を行

った。厚生省としてもその必要性は理解して戴いたが、まず対象者が10,000人以上あること、そしてある程度の実績と今後の見通しも検討しなければならないところから、差し当たり学会認定による資格付けで実績を示すように指示された。そこで、透析技術士については日本人工臓器学会のみの学会認定よりも、関連学会を統合した資格認定を行うべきと考えて、本学会をはじめ日本腎臓学会、日本泌尿器科学会、日本移植学会および人工透析研究会の4学会・1研究会から、それぞれ人工透析に関する代議員の選出を戴き、透析療法合同専門委員会が組織された。ときに昭和47年2月であり、その運営経費は各学会・研究会からの拠出金および財団法人腎研究会からの事業費によって賄われた。この委員会では人工透析療法に関する社会的な問題を取り扱っており、当時、感染の危険が大きかった血清肝炎の防止対策のマニュアルなども公表していた。

本来の目的である透析技術士の認定については、厚生省当局とも連絡を取りながらその実現について詳細に検討され、一定期間の講習を行ってからテストをすることが決定された。そして昭和55年に第一回の認定が行われたことは周知のところであろう。昭和45年、日本人工臓器学会の体外循環委員会の発足以来10年、透析療法合同専門委員会の発足からも8年の準備期間を要したわけである。

さて、具体的な透析技術士の認定に当たっては、まず講習に必要なテキスト、会場そして講

師の準備を行ない、テストに際しては試験問題の作製、試験場の設営、試験の監督、テストの可否の決定など、透析療法合同専門委員会の委員各位の絶大なご協力を要した。ことに東京女子医科大学腎センター長の太田和夫教授はじめ関係各位のなみなみならぬご奉仕とご努力に対しては、この紙面を借りて深甚なる謝意を表する次第である。

かくして開始された透析技術認定士のテストは毎年50～70%の合格率で既に8年目を迎えるようとしているが、この実績とともに生命維持装置の操作・管理について専門職の必要性が各局部より提出され、ここに臨床工学技士として国家認定が行われるようになったことは、長年にわたって努力してきた我々は勿論、この資格を目指す人達にもご同慶の極みである。

今年度から始まる臨床工学技士の認定試験に合格され、すでに透析技術認定士の資格を持っている諸兄は、血液浄化業務の専門技術士として日常の臨床にご活躍頂けることになるが、透析療法の発展とともに、この専門分野の重要性は益々大きくなるものと考えられる。諸兄のご活躍とご発展をお祈りする次第である。

ところで、今回の臨床工学士の認定に際しては、社団法人日本透析医会もお手伝いをする事になっているが、前回の透析技術認定士の経験に鑑み、大変なご苦勞をお願いすることが予想される。当医会の会員各位ならびに日本の透析療法の進展のため、ご協力下さるようお願いする次第である。